

住宅・建築物高効率エネルギーシステム
導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)
(都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器)

業務方法書

(平成22年4月1日：施行)

一般社団法人 都市ガス振興センター

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)
(都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器)
業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)(平成15・03・11財資第51号。以下「要綱」という。)第21条に基づき、一般社団法人都市ガス振興センター(以下「センター」という。)が行う住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)(都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器)(以下「補助金」という。)の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 センターが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びに要綱に定めるところによるほか、この業務方法書の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この業務方法書において、「ガスエンジン給湯器」とは、ガスエンジンユニット並びに貯湯ユニットから構成される、熱の供給を主目的としたシステムをいう。

(交付の対象)

第4条 センターは、センターが指定した高効率給湯器(都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器)(以下「補助対象給湯器」という。)を導入する事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費のうち、別表(1)に掲げる補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の費目について、別表(2)に掲げる基準額を超える機器を購入した場合、予算の範囲内で当該補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。

2 前項に定める機器の指定は、高効率給湯器製造事業者等(以下「製造事業者等」という。)からの申請に基づき、センターが行うものとする。

3 補助対象給湯器は、以下の各号を満たした機器とする。

- (1) 総合効率が低位発熱量基準で80パーセント以上であること。
- (2) 小出力発電設備(10kW未満)であること。
- (3) 別紙に定める設置対象施設に関する要件を満たす施設に導入されること。

(補助金の額)

第5条 前条第1項に規定する補助金の額は定額とし、金額については別表(3)に定める。

(申請者の募集及び申請者の定義)

第6条 センターは、予算の範囲内において申請者を募集する。

2 前項の申請者とは、住宅及び建築物に補助対象給湯器を導入、設置する者をいう。

(申請者の申込み)

第7条 申請者は、補助金の申込みをしようとするときは、様式第1による補助金申込書に必要な応じてセンターが指示した書類を添付して、センターに提出しなければならない。なお、申請者が第三者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合については、対象設備に関する共同申請同意書を添付して、センターに提出しなければならない。

2 申請者は、別に定める募集の期間内に、センターに補助金の申込みをしなければならない。

(申請者の申込みの受付)

第8条 センターは、補助金申込書がセンターに到着した日を受付日とし、当該申込書の受付を行うものとする。

2 センターは、補助金申込書が適正であると認めるときは、様式第2による補助金申込受理通知書により申請者に通知し、適正でないと認めるときは、理由を付して不受理とした旨を申請者に通知するものとする。

3 センターは、前項の補助金申込受理通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(設置工事の着工等)

第9条 申請者は、第8条第2項に規定する受理通知を受けた後でなければ、補助対象給湯器の設置工事(以下「設置工事」という。)を着工することができない。

2 申請者は、別に定める期日までに設置工事を完了しなければならない。

(計画変更の承認)

第10条 申請者は、補助対象給湯器の設置工事の内容を変更するときは、あらかじめ様式第3による計画変更承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項に規定する計画変更承認申請書の内容が適正であると認めるときは、その旨を様式第4による計画変更承認通知書により、申請者に通知するものとする。

3 センターは、前項の通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(遅延等の報告等)

第11条 申請者は、設置工事を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は設置工事の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第5による遅延等報告書をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

2 センターは、前項の指示に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(申請者の交付の申請及び設置工事完了の報告)

第12条 申請者は、補助対象給湯器の設置工事を完了したときは、別に定める期日までに様式第6による補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)に次の各号に掲げる書面を添付してセンターに提出しなければならない。なお、申請者が第三者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合については、対象設備に関するリース契約書の写し及び対象設備に関するリース料計算書及びリース

料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付してセンターに提出しなければならない。

- (1) 補助対象給湯器の設置状態を示す写真
- (2) 補助対象給湯器の保証書の写し（機種名、日付等の記載があるもの。）またはこれと同等の物。
- (3) センターが指定する住所確認書類。

個人にあつては、住民票原本又はその写し（発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。）又は運転免許証の写し（有効期限内のもの。氏名、住所等に変更等がある場合は裏面の写しも添付すること。）等とする。

法人にあつては、全部事項証明書又は登記簿謄本又は抄本又はそれらの写し（発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。）、官公庁から発行・発給された書類又はその写し（有効期限内もしくは発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。）等とする。記載の氏名は申請者と同一のこと。記載住所は補助対象給湯器の設置場所と同一のこと。それが異なる場合は、申請者が補助対象給湯器を常時使用できることを証する書類等の写しを添付すること。

- 2 申請者は、第18条第1項の規定に基づき依頼をした場合は、別に定める期間までに様式第7による設置工事完了確認書をセンターに提出しなければならない。

（交付の決定）

第13条 センターは、第12条第1項の規定による補助金交付申請書（兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表）及び第12条第2項の規定による設置工事完了確認書の提出があったときは設置工事が完了した事の審査を行った後、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第8による交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

- 2 センターは、前項の通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。
- 3 センターは、補助金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第14条 センターは、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、センターが補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (2) 補助事業者は、センターが第19条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (3) 補助事業者は、センターが第19条第3項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、センターが指定する期日までに返還するとともに、第19条第4項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において当該期日までに返還しなかったときは、第19条第5項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間において善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による財産処分承認申請書をセンターに提

出し、その承認を受けるべきこと。

- (5) 補助事業者は、第22条第1項の規定に基づき取得財産等を処分した場合において、センターからの請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すべきこと。
- (6) 補助事業者は、第13条第1項の規定に基づく当該交付の決定に係る申請を取下げようとするときは、センターに報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第15条 第13条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第9による交付申請取下げ届出書をセンターに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 センターは、第12条第1項の規定による補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)及び第12条第2項の規定による設置工事完了確認書を受領後、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10による補助金の額の確定通知書により、補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助金の支払)

第17条 センターは、第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、これをとりまとめ、経済産業大臣に対し、当該補助金に係わる補助金の支払いを請求し、支払いを受けた後遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(手続代行者)

- 第18条 第6条第2項に規定する申請者は、第7条の補助金申込書、第10条第1項の計画変更承認申請書、第11条第1項の遅延等報告書、第12条第1項の補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)、第15条の交付申請取下げ届出書、の手続きの代行について、補助対象給湯器の販売等をする者(以下「手続代行者」という。)に対して依頼することができるものとする。
- 2 手続代行者が前項において依頼された手続きを代行する場合は、補助対象給湯器に都市ガスを供給するガス供給事業者と連名で行わなければならない。
 - 3 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施し、ガス供給事業者はその適正を確認するものとする。また、本手続の代行を通じて申請者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)に従って取り扱うものとする。
 - 4 センターは、手続代行者及びガス供給事業者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正な手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、センターの所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること、センターが取扱うすべての補助金について一定期間の交付及び手続代行者を停止すること、並びに当該手続代行者及びガス供給事業者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 センターは、次の各号の一に該当すると認められる場合は、第13条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又はこの交付の決定の内

容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本業務方法書、業務細則又はそれらに基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- 2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 センターは、第1項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに関し、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はその指示に従わなければならない。
- 4 センターは、前項の返還を請求するときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 5 センターは、第3項に基づく補助金の返還については、同項により付された期限内に納付がない場合は、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を併せて補助事業者から徴収するものとする。

(センターによる調査等)

第20条 センターは、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、補助事業者、手続代行者、ガス供給事業者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(取得財産等の管理等)

第21条 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他の補助事業者の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は、滅失したときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

(取得財産等の処分の制限等)

第22条 補助事業者は、取得財産等の法定耐用年数の期間内において、当該取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けて当該取得財産等を処分した場合において、センターの請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前項の補助金の返還については、第19条第5項の規定を準用する。

(補助事業の経理等)

第23条 補助事業者は、補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と明確に区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属するセンターの会計年度が終了した後5年間保存しなければならない。

(その他の必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、センターが別にこれを定める。

附則

この業務方法書は、平成22年4月1日から適用する。

別表（１）補助対象経費の費目

費目	内容	補助率
機器費	都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器本体及び付属品であるリモコン、インバーター盤、マルチ切替器に係る機器購入費用（消費税及び地方消費税を除く）の一部。	定額

別表（２）基準額

	出力（kW）		貯湯容量（L）（C）	貯湯ユニット缶数	基準額（円）
	熱（A）	電気（B）			
第1分類	A 5	B<5	1 2 0 C	1	3 1 1 , 0 0 0
第2分類	5 < A 1 5	5 B < 7	1 2 0 C	1	9 0 7 , 0 0 0
第3分類	1 5 < A 2 5	7 B < 9	1 2 0 C	1	1 , 2 0 5 , 0 0 0
第4分類	1 5 < A 2 5	9 B < 1 0	1 2 0 C	1	1 , 4 0 0 , 0 0 0

別表（３）補助金額

	機器費（円）
第1分類	1 1 2 , 0 0 0
第2分類	3 8 3 , 0 0 0
第3分類	4 6 7 , 0 0 0
第4分類	6 3 5 , 0 0 0

別紙

第4条第3項第3号に定める設置対象施設に関する要件は、以下の通りとする。

1. 熱出力が5kW以下のガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号の何れかを満たすこと。
 - (1)床暖房等の温水端末が設置されていること。
 - (2)設置対象施設の熱負荷が年間23,000MJ以上あること。
2. 熱出力が5kWを超え15kW以下のガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号の何れかを満たすこと。

(1)施設分類毎に右の要件を満たすこと。

施設分類	設置対象施設に関する要件
ホテル・宿泊施設	客室11室以上
飲食店	客席数14席以上
	または食堂 + 厨房面積21㎡以上
病院・診療所	ベット数11床以上
	または延床面積530㎡以上
銭湯・健康ランド	カラン個数3個以上
老人保健施設	居室延床面積35㎡以上
スポーツ施設	シャワー4個以上

(2)設置対象施設の熱負荷が年間92,000MJ以上あること。

3. 熱出力が15kWを超えるガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号の何れかを満たすこと。

(1)施設分類毎に右の要件を満たすこと。

施設分類	設置対象施設に関する要件
ホテル・宿泊施設	客室17室以上
飲食店	客席数22席以上
	または食堂 + 厨房面積33㎡以上
病院・診療所	ベット数17床以上
	または延床面積830㎡以上
銭湯・健康ランド	カラン個数4個以上
老人保健施設	居室延床面積55㎡以上
スポーツ施設	シャワー7個以上

(2)設置対象施設の熱負荷が年間138,000MJ以上あること。

注1: 上記1～3の給湯もしくは暖房設備要件は、いずれも補助対象給湯器を熱源とするものであること

注2: 同一施設において複数台のガスエンジン給湯器を設置する場合には、「各ガスエンジン給湯器の設置対象施設要件の総和」を、対象施設の要件とする

注3: 熱負荷を用いる場合は、要件に相当する熱負荷であることを証する計算根拠を提出すること